

日程第 2 議案第 19 号

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市立文化センター条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員
会規則第 38 号）の一部を次のように改正する。
様式第 2 号を次のように改める。

文化会館附属設備利用許可申請書

熊谷市立文化センター 文化会館長 宛 次のとおり利用したいので申請します。											
				係	係長	副館長	館長	受付年月日	年	月	日
								許可年月日	年	月	日
申請者 (主催者)		住所									
		氏名又は 名称・代表者								電話	
会場責任者		住所									
		氏名									
利用日時		年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで									
区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞 台 設 備	講演台	円 630			円	舞 台 設 備	足類 〔箱足 開き足〕	円 70			円
	舞台用机	100					山台用座布団	50			
	舞台用椅子	50					高座用座布団	50			
	指揮台	210					緋毛せん	100			
	譜面台 (パイプ式)	50					地がすり	520			
	譜面台 (指揮者用)	50					上敷	100			
	反響板	4,190					太鼓	310			
	天板ライト	1,050					人形立て	50			
	松羽目	1,050					せり A	1,570			
	竹羽目	1,050					せり B	2,100			
	びょうぶ	1,050					プログラムスタンド	50			
	所作台	3,140					コントラバス用椅子	100			
平台	100				司会者台	310					

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は 掲 示 板	円 100					フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音響設備	拡声装置	2,620				照明設備	アッパーホリゾン ト ラ イ ト	840			
	マイクロホン	1,050					ローアホリゾン ト ラ イ ト	210			
	ステレオ マイクロホン	1,050					スポットライト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					スポットライト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マイク装置	520					クセノン ピンスポットライト	1,570			
	つり下げ マイク装置	520					ハロゲン ピンスポットライト	520			
	コンパクトディスク プレーヤー	1,050					エフェクト スポットライト	420			
	テープレコーダー卓	1,050					スパイラルマシン	630			
	カセット テープレコーダー	520					デスクマシン	630			
	エコーマシン	1,050					スライド キャリアマスク	630			
	ポータブル テープレコーダー	520					先 玉	100			
	ポータブル レコードプレーヤー	520					種 板	100			
	ポータブル ミキサー	1,050					照明用スタンド	100			
	ステータ スピーカー	1,050					ミラーボール	1,050			
	マイクスタンド	100					持込器具電気料	100			
ピアノ	拡声装置 (練習室用)	2,100									
	コンサートグランドピアノ	5,240									
	アップライトピアノ	1,050									
映写設備	プロジェクター	840				合 計					円
	スクリーン	1,260									
備考	催物					許可条件					
	午前		準	・	本						
	午後		準	・	本						
	夜間		準	・	本						

様式第 5 号を次のように改める。

文化会館附属設備利用許可書

次のとおり利用を許可します。

熊谷市立文化センター

文化会館長



受付年月日

年 月 日

受付年月日

年 月 日

申請者 (主催者)	住所
	氏名又は 名称・代表者
会場責任者	住所
	氏名
利用日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞 台 設 備	講演台	円 630			円	舞 台 設 備	足類 [箱足 開き足]	円 70			円
	舞台用机	100					山台用座布団	50			
	舞台用椅子	50					高座用座布団	50			
	指揮台	210					緋毛せん	100			
	譜面台 (パイプ式)	50					地がすり	520			
	譜面台 (指揮者用)	50					上敷	100			
	反響板	4,190					太鼓	310			
	天板ライト	1,050					人形立て	50			
	松羽目	1,050					せり A	1,570			
	竹羽目	1,050					せり B	2,100			
	びょうぶ	1,050					プログラムスタンド	50			
	所作台	3,140					コントラバス用椅子	100			
平台	100				司会者台	310					

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は 掲 示 板	円 100			円		フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音響設備	拡声装置	2,620				照明設備	アッパーホリゾン トライト	840			
	マイクロホン	1,050					ローホリゾン トライト	210			
	ステレオ マイクロホン	1,050					スポットライト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					スポットライト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マイク装置	520					クセノン ピンスポットライト	1,570			
	つり下げ マイク装置	520					ハロゲン ピンスポットライト	520			
	コンパクトディスク プレーヤー	1,050					エフェクト スポットライト	420			
	テープレコーダー卓	1,050					スパイラルマシン	630			
	カセット テープレコーダー	520					デスクマシン	630			
	エコーマシン	1,050					スライド キャリアマスク	630			
	ポータブル テープレコーダー	520					先玉	100			
	ポータブル レコードプレーヤー	520					種板	100			
	ポータブル ミキサ	1,050					照明用スタンド	100			
	ステージ スピーカー	1,050					ミラーボール	1,050			
マイクスタンド	100				持込器具電気料	100					
ピアノ	拡声装置 (練習室用)	2,100									
	コンサートグランドピアノ	5,240									
	アップライトピアノ	1,050									
映写設備	プロジェクター	840									
	スクリーン	1,260									
備考	催物										円
	午前		準	・	本						
	午後		準	・	本						
	夜間		準	・	本						
	合計										円
						許可条件					

附 則

この規則は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 熊谷市立文化センター条例施行規則（平成17年10月1日教育委員会規則第38号）

（下線部分は改正部分）

改正案

様式第2号(第15条関係)

文化会館附属設備利用許可申請書

熊谷市立文化センター
 文化会館長 宛

次のとおり利用したいので申請します。

係	係長	副館長	館長	受付年月日	年	月	日
				許可年月日	年	月	日

申請者 (主催者)	住所
	氏名又は 名称・代表者
会場責任者	住所
	氏名
利用日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞 台 設 備	講演台	円 630			円	舞 台 設 備	足類 [箱足 開き足]	円 70			円
	舞台用机	100					山台用座布団	50			
	舞台用椅子	50					高座用座布団	50			
	指揮台	210					ひ 緋毛せん	100			
	譜面台 (パイプ式)	50					地 が す り	520			
	譜面台 (指揮者用)	50					上 敷	100			
	反響板	4,190					太 鼓	310			
	天板ライト	1,050					人 形 立 て	50			
	松羽目	1,050					せ り A	1,570			
	竹羽目	1,050					せ り B	2,100			
	びょうぶ	1,050					プ ロ グ ラ ム ス タ ン ド	50			
	所作台	3,140					コ ン ト ラ バ ス 用 椅 子	100			
	平 台	100					司 会 者 台	310			

改正案

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は 掲 示 板	円 100			円		フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音響設備	拡 声 装 置	2,620				照明設備	アッパー・ホリゾン ト ラ イ ト	840			
	マイクホン	1,050					ロー・ホリゾン ト ラ イ ト	210			
	ステレオ マイクホン	1,050					スポットライト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					スポットライト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マイク装置	520					クセノン ピンスポットライト	1,570			
	つり下げ マイク装置	520					ハロゲン ピンスポットライト	520			
	コンパクトディスク プレーヤー	1,050					エフェクト スポットライト	420			
	テープレコーダー卓	1,050					スパイラルマシン	630			
	カセット テープレコーダー	520					デスクマシン	630			
	エコーマシン	1,050					スライド キャリアマスク	630			
	ポータブル テープレコーダー	520					先 玉	100			
	ポータブル レコードプレーヤー	520					種 板	100			
	ポータブル ミキサー	1,050					照明用スタンド	100			
	ステージ スピーカー	1,050					ミラーボール	1,050			
	マイクスタンド	100					持込器具電気料	100			
	拡 声 装 置 (練 習 室 用)	2,100									
ピアノ	コンサートグランドピアノ	5,240									
	アップライトピアノ	1,050									
映写設備	プロジェクター	840									円
	スクリーン	1,260				合 計					円
備考	催 物					許可条件					
	午 前		準	・	本						
	午 後 夜 間		準	・	本						

現 行

様式第2号(第15条関係)

文化会館附属設備利用許可申請書

熊谷市立文化センター

文化会館長 宛

次のとおり利用したいので申請します。

	係	係長	副館長	館長	受付年月日	年	月	日
					許可年月日	年	月	日

申請者 (主催者)	住 所
	氏名又は 名称・代表者 電話
会場責任者	住 所
	氏 名 電話
利用日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで

品 名	使用料	数 量	回 数	金 額	品 名	使用料	数 量	回 数	金 額	
舞 台 設 備	講 演 台	円 600			円	舞 台 設 備	足 類 〔箱足 開き足〕		円 70	円
	舞 台 用 机	100			山 台 用 座 布 団		50			
	舞 台 用 い す	50			高 座 用 座 布 団		50			
	指 揮 台	200			緋 毛 せ ん		100			
	譜 面 台 (パイプ式)	50			地 が す り		500			
	譜 面 台 (指揮者用)	50			上 敷		100			
	反 響 板	4,000			太 鼓		300			
	天 板 ラ イ ト	1,000			人 形 立 て		50			
	松 羽 目	1,000			せ り A		1,500			
	竹 羽 目	1,000			せ り B		2,000			
	び ょ う ぶ	1,000			プ ロ グ ラ ム ス タ ン ド		50			
	所 作 台	3,000			コ ン ト ラ バ ス 用 い す		100			
	平 台	100			司 会 者 台		300			

現 行

品 名		使用料	数 量	回 数	金 額	品 名		使用料	数 量	回 数	金 額
舞 台 設 備	黒 板、白 板 又 は 掲 示 板	円 100			円	フ ッ ト ラ イ ト	円 800				円
	市 旗 又 は 国 旗	100				ボ ー ダ ー ラ イ ト	800				
音 響 設 備	拡 声 装 置	2,500				ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	800				
	マ イ ク ロ ホ ン	1,000				ロ ー ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	200				
	ス テ レ オ マ イ ク ロ ホ ン	1,000				ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キロワット未満)	200				
	ワ イ ヤ レ ス マ イ ク	1,500				ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キロワット以上)	300				
	エ レ ベ ー タ ー マ イ ク 装 置	500				ク セ ノ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1,500				
	つ り 下 げ マ イ ク 装 置	500				ハ ロ ゲ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	500				
	C D プ レ ー ヤ ー	1,000				エ フ ェ ク ト ス ポ ッ ト ラ イ ト	400				
	テ ー プ レ コ ー ダ ー 卓	1,000				ス パ イ ラ ル マ シ ン	600				
	カ セ ッ ト テ ー プ レ コ ー ダ ー	500				デ ス ク マ シ ン	600				
	エ コ ー マ シ ン	1,000				ス ラ イ ド キ ャ リ ア マ ス ク	600				
	ポ ー タ ブ ル テ ー プ レ コ ー ダ ー	500				先 玉	100				
	ポ ー タ ブ ル レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	500				種 板	100				
	ポ ー タ ブ ル ミ キ サ ー	1,000				照 明 用 ス タ ン ド	100				
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1,000				ミ ラ ー ボ ー ル	1,000				
	マ イ ク ス タ ン ド	100				持 込 器 具 電 気 料	100				
拡 声 装 置 (練 習 室 用)	2,000										
ピ ア ノ	ピ ー ア ノ (フ ル コ ン サ ー ト)	5,000									
	ピ ー ア ノ (ア ッ プ ラ イ ト)	1,000									
映 写 設 備	プ ロ ジ ェ ク タ ー	800									
	ス ク リ ー ン	1,200									
備 考	催 物										
	午 前		準	・	本						
	午 後		準	・	本						
	夜 間		準	・	本						
						許 可 条 件					
						合 計					円

改正案

様式第5号(第15条関係)

文化会館附属設備利用許可書

次のとおり利用を許可します。

熊谷市立文化センター

文化会館長

印

受付年月日

年 月 日

受付年月日

年 月 日

申請者 (主催者)	住所
	氏名又は 名称・代表者
会場責任者	住所
	氏名
利用日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	講演台	円 630			円	舞台設備	足類 [箱足 開き足]	円 70			円
	舞台用机	100					山台用座布団	50			
	舞台用椅子	50					高座用座布団	50			
	指揮台	210					緋毛せん	100			
	譜面台 (パイプ式)	50					地がすり	520			
	譜面台 (指揮者用)	50					上敷	100			
	反響板	4,190					太鼓	310			
	天板ライト	1,050					人形立て	50			
	松羽目	1,050					せり A	1,570			
	竹羽目	1,050					せり B	2,100			
	びょうぶ	1,050					プログラムスタンド	50			
	所作台	3,140					コントラバス用椅子	100			
平台	100				司会者台	310					

改正案

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は掲示板	円 100			円		フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音響設備	拡声装置	2,620				照明設備	アッパーホリゾン トライト	840			
	マイクロホン	1,050					ローホリゾン トライト	210			
	ステレオ マイクロホン	1,050					スポットライト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					スポットライト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マイク装置	520					クセノン ピンスポットライト	1,570			
	つり下げ マイク装置	520					ハロゲン ピンスポットライト	520			
	コンパクトディスク プレーヤー	1,050					エフェクト スポットライト	420			
	テープレコーダー卓	1,050					スパイラルマシン	630			
	カセット テープレコーダー	520					デスクマシン	630			
	エコーマシン	1,050					スライド キャリアマスク	630			
	ポータブル テープレコーダー	520					先玉	100			
	ポータブル レコードプレーヤー	520					種板	100			
	ポータブル ミキサー	1,050					照明用スタンド	100			
	ステージ スピーカー	1,050					ミラーボール	1,050			
	マイクスタンド	100					持込器具電気料	100			
ピアノ	拡声装置 (練習室用)	2,100									
	コンサートグランドピアノ	5,240									
	アップライトピアノ	1,050									
映写設備	プロジェクター	840									円
	スクリーン	1,260				合計					
備考	備物										
	午前		準	・	本						
	午後		準	・	本						
	夜間		準	・	本						

現 行

様式第5号(第15条関係)

文化会館附属設備利用許可書

次のとおり利用を許可します。

熊谷市立文化センター

文化会館長

印

受付年月日

年 月 日

受付年月日

年 月 日

申請者 (主催者)	住 所
	氏名又は 名称・代表者
会場責任者	住 所
	氏 名
利用日時	年 月 日(曜日)午 前 時 分から 午 前 時 分 まで

品 名	使用料	数 量	回 数	金 額	品 名	使用料	数 量	回 数	金 額
講 演 台	円 600			円	足 類 [箱足 開き足]	円 70			円
舞 台 用 机	100				山 台 用 座 布 団	50			
舞 台 用 い す	50				高 座 用 座 布 団	50			
指 揮 台	200				緋 毛 せ ん	100			
譜 面 台 (パイプ式)	50				地 が す り	500			
舞 台 設 備 譜 面 台 (指 揮 者 用)	50				上 敷	100			
反 響 板	4,000				舞 台 設 備 太 鼓	300			
天 板 ラ イ ト	1,000				人 形 立 て	50			
松 羽 目	1,000				せ り A	1,500			
竹 羽 目	1,000				せ り B	2,000			
び ょ う ぶ	1,000				プ ロ グ ラ ム ス タ ン ド	50			
所 作 台	3,000				コ ン ト ラ バ ス 用 い す	100			
平 台	100				司 会 者 台	300			

現 行

品 名		使用料	数 量	回 数	金 額	品 名		使用料	数 量	回 数	金 額	
舞 台 設 備	黒 板、白 板 又 は 掲 示 板	円 100			円	フ ット ラ イ ト	円 800			円		
	市 旗 又 は 国 旗	100					ボ ー ダ ー ラ イ ト	800				
音 響 設 備	拡 声 装 置	2,500				ア ッ パ ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	800					
	マ イ ク ロ ホ ン	1,000				ロ ア ー ホ リ ゾ ン ト ラ イ ト	200					
	ス テ レ オ マ イ ク ロ ホ ン	1,000				ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キ ロ ワ ツ 未 満)	200					
	ワ イ ヤ レ ス マ イ ク	1,500				ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キ ロ ワ ツ 以 上)	300					
	エ レ ベ ー タ ー マ イ ク 装 置	500				照 明 設 備	ク セ ノ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1,500				
	つ り 下 げ マ イ ク 装 置	500					ハ ロ ゲ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	500				
	C D プ レ ー ヤ ー	1,000					エ フ ェ ク ト ス ポ ッ ト ラ イ ト	400				
	テ ー ブ レ コ ー ダ ー 卓	1,000					ス パ イ ラ ル マ シ ン	600				
	カ セ ッ ト テ ー ブ レ コ ー ダ ー	500					デ ス ク マ シ ン	600				
	エ コ ー マ シ ン	1,000					ス ラ イ ド キ ャ リ ア マ ス ク	600				
	ポ ー タ ブ ル テ ー ブ レ コ ー ダ ー	500					先 玉	100				
	ポ ー タ ブ ル レ コ ー ド プ レ ー ヤ ー	500					種 板	100				
	ポ ー タ ブ ル ミ キ サ ー	1,000					照 明 用 ス タ ン ド	100				
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1,000					ミ ラ ー ボ ー ル	1,000				
	マ イ ク ス タ ン ド	100					持 込 器 具 電 気 料	100				
	拡 声 装 置 (練 習 室 用)	2,000										
ピ ア ノ	ピ ア ノ (フル コン サ ー ト)	5,000										
	ピ ア ノ (ア ッ プ ラ イ ト)	1,000										
映 写 設 備	プ ロ ジ ェ ク タ ー	800					合 計	円				
	ス ク リ ー ン	1,200										
備 考	催 物					許 可 条 件						
	午 前		準	・	本							
	午 後 夜 間		準	・	本							

日程第 2 議案第 20 号

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立図書館条例施行規則（平成 17 年 10 月 1 日教育委員会規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「(以下「国民の休日」という。)」の次に「又は熊谷図書館（美術・郷土資料展示室を除く。）においては熊谷市立小・中学校管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）第 3 条第 6 号に規定する夏季休業日」を加える。

附 則

この規則は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

熊谷市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表
 熊谷市立図書館条例施行規則（平成17年10月1日教育委員会規則第
 43号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（休館日）</p> <p>第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会にはかり、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる</p> <p>（1）熊谷図書館及び大里図書館</p> <p>ア 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）又は熊谷図書館（<u>美術・郷土資料展示室を除く。</u>）<u>においては熊谷市立小・中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第16号）第3条第1項第6号に規定する夏季休業日に当たるときを除く。</u>）</p>	<p>（休館日）</p> <p>第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特別の事情があるときは、教育委員会にはかり、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる</p> <p>（1）熊谷図書館及び大里図書館</p> <p>ア 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）に当たるときを除く。）</p>